

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

京都府警察本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.1%
全職員	82.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長次長相当職	93.6%
本庁課長相当職	93.6%
本庁課長補佐相当職	90.3%
本庁係長相当職	89.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.8%
31～35年	85.4%
26～30年	85.1%
21～25年	84.2%
16～20年	83.8%
11～15年	83.9%
6～10年	90.7%
1～5年	95.0%

【説明欄】

- 給与は給料と諸手当を合わせたもので、給料は条例に定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、男女の別なく同一の額になっている。
 - ・ 警察官（公安職）と一般職員（行政職等）には給料表の差異あり
 - ※ 女性割合：警察官（約12%）、一般職員（約66%）
 - ・ 女性警察官の採用拡大により、給与水準の低い若年層において女性警察官の割合が増加している
（勤続年数10年以下の割合：男性警察官（約28%）女性警察官（約47%））
 - ・ 給与に含まれる扶養手当や単身赴任手当については、世帯主となっている男性が受給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める女性の割合は10.3%、単身赴任手当の受給者に占める女性の割合は10.0%である
 - ・ 勤続年数が11～25年までは、育児休業や育児部分休業を取得する女性職員が比較的多い

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。